(法務省)

		(法務 省)		
制度	名	個人が日本司法支援センターに寄附を行った場合における税額控除の 導入		
税	目	所得税		
要		司法支援センターに対する個人からの寄附金について、従前の寄附金控		
望	除(所得控除)に加え、新たに寄附額の40%を税額控除する制度(※)を 入し、所得控除との選択制とする。			
の	次控除名	額は、所得税額の25%を上限とする。		
内		亚在东西港坝目37.55		
容		平年度の減収見込額 ▲ 1. 2百万円 (制度自体の減収額) (–)		
新設・拡充又は延長を必要	のビ援 講つ 得お税的に化 置軽日法ス)本ず確 施支控り額・よのま(減	無目的 本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、裁判その他による紛争解決制度の利用をより容易にするとともに、弁護士等のサーをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(総合法律支の中核をなす法人である。要望は、支援センターに寄附を行った者に対して、税制上の優遇措置をることによって寄附を促進し、もって支援センターによる業務の円滑からの害性に対する高大とを目的としている。 策の必要性 援センターに対する個人からの寄附については、現在、寄附金控除のの対象になっているが、所得控除は高所得者に有利な制度となれる業務のが、のが、所得控除との選択制にすることは、公内では、現行の所得控除との選択制にすることは、の対象になってな業務を行う支援センターに対する寄附を促進し、支援センターに対する事がを促進し、支援センターに対する事がを促進し、支援センターに対する国の財政上の接近を図るために必要な施策である。た、寄附を促進することにより、支援センターに対する国の財政上の措に会法律支援法第48条、準用通則法第46条による運営費交付金)をは得る効果も期待できる。お、本年4月に公表された「市民公益税制 PT 中間報告書」において		
ح	1	認定NPO法人に対する寄附について、「所得控除は、高所得者に有利 度となっており、所得の低い人に対する寄附促進効果が弱いことから、		
す	草の	根の寄附を促進するため、新たに税額控除を導入し、所得控除との選択		
る		する」とともに、「・・・学校法人、社会福祉法人等に対する寄附につ 税額控除を・・・検討する」と記載されているところ、支援センター		
理	は, 1	社会福祉法人及び学校法人とほぼ同様の税制措置を受けている。		
曲				

		政策体系における政策目的の位置付け	I 基本法制の維持及び整備 2 司法制度改革の推進 (1) 総合法律支援の充実強化
	合	政 策 の 達成目標	税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制にすることにより、寄附を促進し、総合法律支援の推進及び寄附文化の醸成を図り、「新しい公共」に資すること。
今	性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
回		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
の =		政策目標の 達 成 状 況	_
要望	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	日本司法支援センター
関連		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	一般的に、所得控除は高所得者に有利な制度となっており、低所得者に対する促進効果が弱い制度であった。 新たに寄附金額の40%を税額控除する制度を新設し、所得控除との選択制とすることで、寄附者が実質的負担の低い制度を選択することが可能となる。そのため、従前と比較して幅広い寄附の獲得が見込まれるため、政策目的達成の手段として有効である。
する。		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	支援センターに対して、個人が寄附を行った場合の所得控除 (寄附金控除)
項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	(平成22年度) 運営費交付金 155.4億円
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	支援センターは、国からの運営費交付金収入、国選弁護人確保業務委託費収入のほか、自主財源である補助金等収入、民事法律扶助事業収入、司法過疎対策事業収入、事業外収入により運営されており、寄附金収入は、補助金等収入に含まれるところ、支援センターによる業務の円滑かつ確実な実施を確保し、総合法律支援の推進を図るためには、必要な資金の確保が不可欠である。 そのため、税額控除を導入し、寄附の促進を図り、寄附金収入が増加することで、必要な資金の確保だけでなく、国の財政上の措置(運営費交付金)を軽減し得る効果等も期待できる。

	要望の措置 の 妥 当 性	現在の寄附金控除(所得控除)に加え、低所得者にとって税制上の優遇効果が強い税額控除を導入し、所得控除との選択制にすることで、公益的・公共的な業務を行う支援センターに対する寄附を促進するものであり、総合法律支援の推進、寄附文化の醸成、「新しい公共」の実現、国の財源措置の軽減を図ることができるため、妥当な措置である。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	_
4税特別措置の る事で	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
項 適 用 実 績	前回要望時 の達成目標	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連す	前回要望時からのでは、 を及び目標に達していない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		_